郡町村長に具申すること

（交渉委員は各關係村より三名宛選出し三十日より交渉開始のこと）

二、前項具体化の爲大城、金島、善導寺各村長に對し積極的に努力する樣交渉すること。

三、本問題解決迄の費用は村費として其の豫算に計上すべく關係三ヶ村長に具申すること

四、爭議解決方縣當局に陳情すること

（代表者五名選定、三十一日縣當局訪問のこと）

五、內務省久留米土木出張所と交渉すること

（交渉委員を選出し明三十日區長七名と同道すること）

六、交渉事務所を大城村役場に設置方當局へ要求すること）

七、內務、農林兩大臣に解決促進方打電のこと

法人 協調會福岡出張所